

## 南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付に係る事務取扱規程

南島原市中学校社会体育・文化活動補助金交付要綱第2条に定める補助対象経費については、以下の各表のとおりとする。

なお、令和5年度南島原市中学校部活動の在り方検討委員会で南島原市モデルとして指定された地域クラブについては、令和6年度に限り、南島原市部活動地域移行先行モデル指定費100千円を加算する。

この規定は令和6年度の補助金の交付について適用することとし、次年度以降は、見直しを含め関係部局と協議のうえ定めることとする。

表1

対象経費	補助率	補助金額の範囲	補助対象者
(1) 市内地域クラブにおける社会体育・文化活動の運営及び指導に要する経費	定額 (但し、補助対象者が負担する額を上限とする。)	上限 200千円 (但し、南島原市部活動地域移行先行モデル指定費100千円を除く。)	市立中学校の生徒が在籍し、及び活動する体育・文化団体のうち、市がその活動を認めた団体
(2) その他競技力向上に要する経費			

表2

経費内訳
・登録費（個人登録料、チーム登録料 ※競技により変更あり） ・大会参加費（交通費を含む） ・施設利用料（グラウンド、体育館などの利用料、電気代など） ・備品代（ユニホーム、ボール、救急箱、作戦ボード、審判道具など） ・指導者謝金（交通費を含む） ・保険料（指導者、選手） ・上記の他、特に必要と認められる経費